

伊勢原市の部活動の在り方に関する方針

平成31年4月

伊勢原市教育委員会

目次

1	はじめに	1
2	適切な運営のための体制整備	1
	(1) 部活動の方針の策定等	1
	(2) 指導・運営に係る体制の構築	2
3	合理的でかつ効率的・効果的な活動のために	2
	(1) 適切な指導の実施	3
	(2) 休養日及び活動時間帯について	4
4	おわりに	4

1 はじめに

学校の部活動は、学校教育の一環として、芸術文化・スポーツ等に興味関心を持つ生徒が、教員等の指導の下に、自発的・自主的に活動を行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、芸術文化・スポーツ等の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

また、部活動は、授業で得た興味・関心、技能などを発展・充実させるとともに、生涯にわたり文化・スポーツに親しむ能力や態度を育て、併せて体力の向上や心身の健康の保持増進を図るものである。中学校学習指導要領（平成29年告示）総則では、部活動について、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。」とある。学級や学年を離れて生徒が活動を組織し展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教員（部活動顧問）と密接にふれあう場として、学校の活性化などにも大きな意義を有している。従って、中学校の部活動は、学校生活に充実感を与え、中学校の教育活動に多大な貢献を果たしている。上記のことを踏まえ、部活動運営及び指導に当たっては、部活動の有する教育的意義を十分に理解した上で、生徒が参加しやすいように実施形態等を工夫するとともに、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する事が必要である。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

学校長は、教育委員会の「伊勢原市の部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、学校の部活動に係る活動方針を作成し、部活動説明会等の機会を活用して周知を行う。

部活動顧問は、各校で定められた方式に従い、毎月の活動計画及び活動実績を作成し校長に提出する。また、年間・毎月の活動計画の作成に当たっては、参加する大会やコンクール等を精査するとともに、家庭で過ごす時間や地域とのふれあい、長期休業における生徒の自主的な活動等の有意義な活動ができるよう配慮する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 教育委員会の取組

教育委員会は、各学校の生徒や教師の人数、地域や保護者の願いも鑑みながら、適切な部活動運営が図られるよう、各学校と緊密に連携をとり支援・指導に努める。また、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、「伊勢原市部活動推進事業」による部活動指導協力者の派遣を行う。

イ 各学校の取組

学校長は、生徒数や教員配置数、部活動指導協力者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、学校の施設・設備、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

学校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の分掌等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

また、学校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容や教員の負担の程度を把握し、効果的な部活動の実施に努める。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動のために

○事故防止、安全確保に注意した指導を心がける。

全国的に見ると、近年も部活動中における生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生している。競技の特性や運動強度等を十分に踏まえた指導をする必要がある。けがや、事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための体制づくりも大切である。日頃の練習量や栄養・休養・睡眠等の生活のバランスについて考え、行動体力を高めるだけでなく、防衛体力を高めるための指導も心がける必要がある。

○肉体的・精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別する。

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴る等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は

許されない。

体罰や暴言を根絶し、生徒や保護者との信頼関係を築きながら、生徒自身が部活動の魅力を実感できるための指導の工夫に努めることが必要である。

なお、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的・合理的な内容、方法により肉体的・精神的な負荷を伴う指導は体罰には当たらないが、生徒の実態等に十分配慮し、適切に活動する。

指導に当たっては、日頃から一人ひとりの生徒理解に努め、コミュニケーションの充実等により、生徒の自主的、自発的な活動を促すよう努める。

(1) 適切な指導の実施

ア 教育委員会の取組

教育委員会では、国の策定した「運動部活動（文化部活動）の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶が徹底されるよう、各校と連携しながら適宜指導を行う。

イ 各学校の取組

各学校での部活動の実施に当たっては、生徒が勝利や入賞等以外の価値観を学ぶことができるよう、新学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現や、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するといった部活動が有する教育的意義を踏まえて運営に当たるものとする。

特に運動部では、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解して運営を行う。

また、高すぎる目標や期待により、生徒に与える精神的・肉体的負担が過度にならないように留意し、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められる。そして、生徒の体力の向上や生涯を通じてスポーツや文化に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、休養を適切に取りつつ短時間で効果が得られる指導を行うよう努める。

さらに、専門的知見を有する保健体育担当教諭や養護教諭と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うとともに、各競技団体等が作成する指導の手引き等を十分に活用する。

(2) 休養日及び活動時間帯について

部活動における休養日及び活動時間帯については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、国や県のガイドラインを踏まえ、以下を基準とする。

ア 学期中の扱いについて

学期中は、原則として週2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

なお、休養日は県のガイドラインに則り、年間52週と考え、104日以上の休養日を各校や地域の実情に応じて設定する。

また、大会・コンクール等の参加に当たっては、生徒の日常の学習活動に支障が無いよう、十分に検討し必ず学校長の許可を得て参加するものとする。

イ 1日の活動時間等について

1日の練習時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度を目安とし、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行う。

なお、活動時間の目安については各部活動において、活動人数や練習場所等を鑑みて、部員一人ひとりの練習時間を一定時間確保できるよう考慮した上で、部活動の有する意義や各種部活動の有する特性、大会開催等の諸事情を十分に鑑みて適切に設定するものとする。

4 おわりに

部活動の運営に当たっては、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備について、長期的には従来の学校単位の活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

このため、伊勢原市においては、本方針を踏まえた部活動の取組を進めるとともに、社会的環境の変化や生徒のニーズを踏まえ、関係機関や保護者、地域と連携協力しながら部活動の在り方について適宜検討していく必要がある。